平成24年度施策の事前分析表 (資料1-1~資料1-5)

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省24(Ⅲ-1-2))

	施策目標名	最低賃金引	川上げに向け	た中小企業	への支援を推議	進すること()	施策目標I	I I−1−2)		担当部別	局名	労働基準局労働条件政策課賃金時間室	作成責任者名	賃金時間室長 本多則惠							
	施策の概要	本施策は、	最低賃金の	引上げの円	滑な実施を図る	らために推進	進していまっ	す、		政策体系 位置付		基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向け ⁻ 施策大目標Ⅲ-1 労働条件の確保・改善を図		快適に働くことができる環境を整備する	ること						
	予算書との関係				応しています。 {対策費[平成2	4年度予算	案額:3,524	4,549千円]		関連施	策		-								
(根拠	施策の背景・枠組み 法令、政府決定、関連計画等)	指すこと」と	:合意されて	います。これ	₹6月の第4回雇 に基づいて、最 げを図ることが	低賃金の引	引上げの影	/響が大きい	きる限り早期 地域及び業	明に全国最低800F 種の中小企業事業	円を確保し、∶ 業主が、雇用	・ 景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目 引の削減や賃金の切下げを行うことなく、最低賃	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	24 25 26 モニ 実績 モニ	27 28 ====================================						
			r ·		, – – – –		年度ごとの	の目標値													
	測定指標	基準値	· 基準年度 	目標値	· I 目標年 I	度	23年度	24年度	最新値	年度		測定指標の選定理由	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
	相談窓口(最低賃金相談支援セン ター)の設置数	-	 - - 	47箇所	I I I 平成24年 I	F度	-	-	47箇所	平成23年度	ていますが なお、平成	金引上げに向けて生産性の向上等に取り組む中小企業を対象に、労働条件管理などの相談対応に応じる相談窓口を設置することにし 「が、平成23年度に引き続き、都道府県ごとに最低賃金相談支援センターを設置することを目標として定めています。 「成22年6月の第4回雇用戦略対話で、2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 を目指すこと」と合意されています。									
	業種別団体助成金の交付決定団 体数	-	 - - 	15団体	I I I 平成24年 I	F度	-	-	11団体	平成23年度	対する助成なお、平成	賃金の引上げの影響が大きい13業種を対象に、その業種の全国規模の団体が業界全体として賃金底上げを図るために実施した取組に る助成を行うことにしていますが、平成23年度以上の実績で、予算案上の上限である15件の利用を目標として定めています。 平成22年6月の第4回雇用戦略対話で、2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 円を目指すこと」と合意されています。									
3	業務改善助成金の交付決定件数	-	 	5000件 (1件あたり 50万円)		F度	-	-	402件	平成23年度	事業場内で最も低い時間給を計画的に800円以上に引き上げるための計画を策定し、その取組を実施した中小企業事業主に対する助成うことにしていますが、1件あたり50万円で計算した場合の予算案上の上限となる件数を目標として定めています。 なお、平成22年6月の第4回雇用戦略対話で、2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平1000円を目指すこと」と合意されています。										
	測定指標		目標		 目標年	度					測5	定指標の選定理由及び目標値(水準・目標:	年度)の設定の根拠	<u>l</u>							
	-		-		 							_									
	(参考)測定指標	平成1	19年度	平成2	0年度	平成21年	年度	平成2	2年度	平成23年度											
	-									_											

達成手段	補正後予算	額(執行額)	24年度	明本ナス		達成手段	
(開始年度)	22年度	I 23年度	24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
(1) 最低賃金引上げに向けた中小企業 への支援事業(平成23年度)	_	 	35億円	1,2,3	① 地域中小企業相談等事業 中小企業の経営改善の指導を行う中小企業団体等への委託により、最低賃金引上げに向けて生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、中小企業庁等の事業と連携し、ワン・ストップで対応する相談窓口を全国に設け、相談、専門家派遣等を実施する。 ② 業種別団体補助事業 時間給800円未満の労働者数が多く、最低賃金の引上げの影響が大きい業種の全国規模の業界団体が、業界全体として賃金底上げを図るため、生産性向上のための取組、販路拡大のための市場調査の取組等を行う場合に、その経費を助成(上限20,000千円)する。 ③ 中小企業業務改善等補助事業 事業場内で最も低い時間給(時間換算額)を計画的に800円以上に引き上げる賃金引上げ計画を策定し、1年で40円以上の引上げを実施するとともに、労働者の意見聴取の上、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等を実施する中小企業事業主に対し、その経費の2分の1を助成(上限	相談窓口(最低賃金 相談支援センター)の 設置数:47箇所	・測定指標1関連 ・生産性の向上等の経営改善に取り組む最低賃金の引き上げの影響が大きい中小企業事業主の相談等に対応し、的確なコンサルティングを行う事により、賃金引き上げに結びつけることができ、最低賃金の引上げの円滑な実施につながると考えられる。
		 			1,000千円)する。	業種別団体助成金の 交付決定団体数:15 団体	・測定指標2関連 ・業種別団体助成金により、業界全体として賃金底上げの支援を図り、最低賃金の引上げの円滑な実施に つながると考えられる。
		- 				業務改善助成金の交付決定件数:5000件 (一件あたり50万円)	・測定指標3関連 ・業務改善助成金により事業場内最低賃金の額が引き上げられることから、波及効果として地域の他の事業場や同業種の事業場の賃金の底上げが見込めることにより、最低賃金の引上げの円滑な実施につながると考えられる。

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省24(Ⅲ-4-1))

施策目標名	労働時間等 -1)	の設定改善	の促進等を	通じた仕事と生活の調系	口対策を推進	すること(施	策目標Ⅲ-4	担当部	局名	労働基準局労働条件政策課	作成責任者名 労働条件政策課長 田中誠二							
施策の概要		長時間労働の 推進するため		欠有給休暇の取得促進? \ます。	を図ること、う	テレワークの [:]	普及啓発を	政策体系位置付		基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて 施策大目標Ⅲ-4 勤労者生活の充実を図る。	向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 図ること							
予算書との関係				だしています。 F度予算案額:1,210,675	5千円]			関連施	策		-							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	促進、特にまた、新たが	配慮を必要と な情報通信も	全する労働者 を術戦略に基 をおります。 とおります。 とおりまする とおります。 とおりまする とおります。 とおりまする とれる とれる とれる とれる とれる とれる とれる とれる とれる とれ	に対する休暇の普及等	、労働時間等 者などの社会	等の設定の改 会参加の促進	(善の促進を図 や子育て・介	図ります。 ・護のために休職を	・ り、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得 れている女性など様々な働き方を希望する者の	政策評価実施予定時期(評価予定表)		2 5 実績	2 6 モニ	2 7 ==	2 8 #=			
					年度ごと	:の目標値												
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由	及び目標値(水準・	目標年度)の	投定の根拠	L									
労働時間等の課題について労使が 1 話合いの機会を設けている事業場 の割合	-	-	100%	平成32年	前年以上	前年以上	46.3%	平成23年	整備するこの調和推進	とが重要であるため、指標として設定しています。	える事情や企業経営の実態に基づいて行われるべきであり、労使間の話し合いの機会を ます。なお、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日、仕事と生活 、労働時間等の課題について労使が話合いの機会を設けている割合を平成32年までに							
2 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	_	-	5%	平成32年	前年以下	前年以下	9.3%	平成23年	が高水準と 動指針にお	動は労働者の健康を損なうおそれがあり、その打なっている実態があることから、その割合の削減にいて、週労働時間60時間以上の雇用者の割合る 働力調査」URL: http://www.stat.go.jp/data/r	を指標として設定してし を平成22年の10%から	います。なお、「	新成長戦略](平成22年6月18日閣議決定)と行				
3 年次有給休暇取得率	_	-	70%	平成32年	前年以上	前年以上	48.1%	平成22年	5割を下回る 率を平成32	心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を設 る水準で推移しているため、その取得率の向上を 年までに70%とすることになっています。 省「就労条件総合調査」 URL: http://www.mhlv	指標として設定してい	ます。なお、新原						
4 特別な休暇制度普及率	-	-	-	-	前年以上	前年以上	51.0%	平成23年	要とする労が重要であ	等の設定の改善を図るに当たっては、労働者の付 働者については、事業主が適切な措置を講じる。 ることから、その普及率の向上を目標として設定 省「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇報	ことが必要です。この配 としています。	虚に当たっては						
5 在宅型テレワーカー数	_	-	700万人	平成27年	前年以上	前年以上	320万人	平成22年	・厚生労働省「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度に関する意識調査」 ・IT(情報通信技術)を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働きであるテレワークは、高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出と地域活性化等に資するとされており、そのi 者数の拡大を指標として設定しています。なお、「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月22日策定)で、2015年までに在宅型テレリカーを700万人とする目標が定められています。 ・国土交通省「テレワーク人口実態調査」 URL: http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/									
測定指標		目標		目標年度				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
-		-		-	-													
(参考)測定指標	平成1	19年度	平成2	0年度 平成	21年度	平成2	22年度	平成23年度										
-																		

Mark and and	補正後予算	額(執行額)	24年度			達成手段	
達成手段 (開始年度)	22年度	23年度	当初	関連する 指標番号	達成手段の概要	の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
						(労働時間等の課題 について労使が話合 いの機会を設けてい る事業場の割合:前年 以上)	・測定指標1関連 ・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、労使間の話合いの機会を整備することにしており、労働時間等の課題について労使が話合いの機会を設けている事業場の割合を高める効果がある。
					① 労働時間等設定改善推進助成金 労働時間等の設定の改善のために、参加事業場の現状把握や意識調査等を行い好事例集等の周知や傘下事業場への巡回指導等を行う中小企業団体に対し、その経費を助成(上限6,000千円)する。 ② 職場意識改善助成金 労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、労働時間等設定改善委員会の設置や年次有給休暇の取得促進のための措置、所定外労働時間削減のための措置等を認り込んだ職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小	- (週労働時間60時間 以上の雇用者の割 合:前年以下)	・測定指標2関連 ・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、所定外労働の削減のための措置をとることにしており、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を削減させる効果がある。
(1) 仕事と生活の調和の推進に必要な 経費(平成18年度)	11億円	-	12億円	1~5	○ 成成時に保めい間を下げたいたのが前になっておりたが、 の業事業主に対し助成(上限1,000千円)する。 ③ 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 地域活動や ボランティア活動への参加、犯罪等の被害に遭った労働者の被害の回復、また は裁判員制度での裁判員としての活動に必要な休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主を対象とするセミナーの開催、休 暇導入事例集の作成、導入等状況・意識のあり方等に関する調査を行う。 億 テレワーク相談センター事業 テレワーク相談センターに専門相談員を配置し、直接訪問や電子メール、電話によるテレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての相談・助言等を行う。 ⑤ テレワーク・セミナー実施事業 全国了箇所でのセミナーの実施により、テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク 導入事業場による成功事例の紹介を行う。	一 (年次有給休暇取得 率:前年以上)	・測定指標3関連 ・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、年次有給休暇の取得促進のための措置を とることにしており、年次有給休暇の取得率を高める効果がある。
						(特別な休暇制度普及 率: 前年以上)	・測定指標4関連 ・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、特に配慮を必要とする労働者についての 措置にも取り組めることになっている。また、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業で、 セミナーの開催等を通して周知啓発を推進することにより、特別な休暇制度普及率を高める効果がある。
						_ (在宅型テレワーカー 数:前年以上)	・測定指標5関連 ・テレワーク相談センターの設置による相談対応やテレワークセミナーの実施により、企業等が有するテレワーク導入に関する疑問点等の解消を図ることにより、在宅型テレワーカーの増加に寄与すると考えられる。

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省23(Ⅳ-2-1))

施策目標名	地域、中小 1)	企業、産業の	の特性に応じ、	雇用の創出及び雇用	の安定を図る	ること(施策目	目標Ⅳ-2-	担当部局	職業安定局雇用開発課職業安定局地域雇用対策室 職業安定局地域雇用対策室 職業安定局建設·港湾対策室	作成責任者名	雇用開発課長 地域雇用対策 建設・港湾対	室長 宮本	悦子		
施策の概要	①雇用失業 ②中小企業 ③事業活動	情勢の厳し 等の雇用管 動の縮小等を	い地域や創業 理の改善を3 余儀なくされた	ために実施しています ・新分野進出等におい を援すること た事業所における失業 写就職を援助・促進する	おる雇用創出			政策体系位置付				者の職業の)安定を図る	الخادة	
予算書との関係	一般会計 (項)高齢者 労働保険特 (項)地域雇	5等雇用安定 持別会計雇用 運用機会創出	勘定	部)[平成24年度予算客 対及び中小企業等に			に必要な経	関連施	策	-					
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	の創出します。 (1) は、(1) は、(1) は、(2) は、(3) は、(4)	一切では、大きないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	トの整備等に「対象のを構造を対象のを関係した。」という。 一切 を かい を の と の と の を の と の を の で の を の を の を の を の を の を の を の を	向け、積極的雇用政策 野進出、雇用管理改き の予防・再就職の援助 こおける雇用の促進	の推進に取り 善等に係る支 う・促進 第5号並修に こ雇用保険法 号並びに雇用	リ組む必要カ 援 上。 雇用保険 流施行規則第	があります。 施行規則第1 102条の2、	109条及び第110 第102条の3及で 条第4号	『附則第15条	雇用 政策評価実施予プ 時期(評価予定表)		25	26	2 7 = =	2 8
	労働移動支 労働移動支 労働移動支 建設雇用改	援助成金(草 援助成金(草 文善助成金・・	再就職支援給 雛職者住居支 ·雇用保険法	i付金)・・・雇用保険法 :援給付金)・・・旧雇用	第62条第1項 保険法第62章 なび同法第63	頁第2号及び 条第1項第2 3条第1項第	(第3号並びに 2号及び第3号 7号並びに建	に雇用保険法施行 骨並びに旧雇用保	施行規則第102条の4及び第102条の5第2項 規則第102条の4及び第102条の5第3項 候法施行規則第102条の4及び第102条の5第4項 の改善等に関する法律第9条第1項	Ą	₹=	実績	τ_		モニ
測定指標	労働移動支 労働移動支 労働移動支 建設雇用改	援助成金(草 援助成金(草 文善助成金・・	再就職支援給 雛職者住居支 ·雇用保険法	:付金)・・・雇用保険法 :援給付金)・・・旧雇用 第62条第1項第5号』	第62条第1項保険法第62 保険法第62 投び同法第63 項第5号及び	頁第2号及び 条第1項第2 3条第1項第	(第3号並びに 2号及び第3号 7号並びに建	に雇用保険法施行 骨並びに旧雇用保	規則第102条の4及び第102条の5第3項 除法施行規則第102条の4及び第102条の5第4項 の改善等に関する法律第9条第1項	定理由及び目標値(水準・					€=
測定指標 受給資格者創業支援助成金の支 給を受けた事業主が法人等を設立 1 から1年経過後に ①雇用している労働者 ②事業継続割合	労働移動支 労働移動支 労働移動支 建設雇用 港湾労働者	接助成金(基 接助成金(基 基	再就職支援給 難職者住居支 ·雇用保険法 援事業···雇	付金)・・雇用保険法 接給付金)・・・旧雇用 第62条第13 用保険法第62条第13 目標年度	第62条第1項 保険法第62 なび同法第63 項第5号及び	頁第2号及び 条第1項第2 3条第1項第 3条第1項第 港湾労働法 の目標値	「第3号並びに 2号及び第3号 7号並びに建 第30条	に雇用保険法施行 計並びに旧雇用保 設労働者の雇用	規則第102条の4及び第102条の5第3項 除法施行規則第102条の4及び第102条の5第4項 の改善等に関する法律第9条第1項	定理由及び目標値(水準・ 力成金の目標が達成されてい の場限りのものとなっていない 年度調査時では2.16人であり 調査時では37.81%であった。	目標年度)の1 るかを測定する か、雇用機会か 、本年度も同水。95%以上の事	設定の根拠 ことが、施策 「創出されて」 準を維持する	し 長目標の達成 いるのかを るため、2人		定するだめに設!
受給資格者創業支援助成金の支 給を受けた事業主が法人等を設立 1 から1年経過後に ①雇用している労働者	労働移動支 労働移動支 労働移動支 建設雇用 港湾労働者	接助成金(章) 接助成金(章) 接助成金(章) 接助成金(章) 接触的成金(章) 接触的 接触的 接触的 接触的 基準年度	再就職支援給 整職產用保 一提事業···援 目標值	付金)・・雇用保険法 接給付金)・・・旧雇用 第62条第13 用保険法第62条第13 目標年度	第62条第1項 保険法第62 なび同法第63 項第5号及び 年度ごと 23年度 ①2人以 と ②95%以上	頁第2号及び 条条第1項第2 条条第1項第2 3港湾労働法 の目標値 24年度 12人以 と 295%以	(第3号並びに 号及び第3号 7号並びに建 第30条 最新値	-雇用保険法施行 号並びに旧雇用保 設労働者の雇用 年度	規則第102条の4及び第102条の5第3項 除法施行規則第102条の4及び第102条の5第4項 の改善等に関する法律第9条第1項 測定指標の選 「施策指標の選定理由」 施策目標の達成手段である受給資格者創業支援 に妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 本財成金によって支援された失業者の自立が、その たもの。 (1)雇用している労働者数の平均は、直近の平成23 (2)事業を継続している割合は、直近の平成23年度	定理由及び目標値(水準・ 加成金の目標が達成されてい 加場限りのものとなっていない 年度調査時では2.16人であり 第150年では37.81%であった。 まことから、95%以上を目標と 最助成金の目標が達成されて にり、経営基盤が強化され、そ 新当たりの雇用増加数と、本 新当たりの雇用増加数と、本	目標年度)の行るかを測定するか、雇用機会か、本年度も同水。95%以上の事する。	股定の根拠 ことが、施第 常創出されて「 準を維持する。 ことが、施 にて雇用が、施	を目標の達成いるのかを るため、2人を継続していた。 を継続していた。 増加していた。	或状況を測 評価するた 以上を目標 いれば、本 達成状況を ることを確能	定するために設いたまかいます。

平成24度の4月~6月に雇用調整 助成金を利用した事業所における 対象被保険者の6か月経過後の雇 用維持率	_	-	90%	平成24年度	85%	90%	94%	平成23年度	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である雇用調整助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当である ため。 【目標値の設定の根拠】 対象被保険者を半年後においても利用事業所にて雇用維持させることで、労働者の失業の予防が図られたと評価できることから雇用の維持を 目標に設定した。 この目標数値については、過去のサンプル調査の結果、助成金を利用した対象被保険者のうち解雇されなかった者の割合(雇用維持率)が 88.5%だったことを踏まえ設定したところであるが、当該サンプル調査の対象が409人と非常に少なく、そのまま目標値とするには信頼性に欠け るため危険率も含めて設定した。 なお、平成24年度については、これまでの実績を踏まえ、目標値の引き上げを行った。
再就職支援給付金の対象となった 5 者のうち1か月以内で再就職を果た した者の割合	_	-	40%以上	平成24年度	40%以上	40%以上	26%	平成22年度	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である労働移動支援助成金(再就職支援給付金)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を 測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 平成22年度雇用動向調査によると調査対象の約4割が1カ月以内に再就職をしていることから、本助成金の目標を4割以上として設定する。
(財)産業雇用安定センターにおけ 6 る出向・移籍の成立率	_	-	49%以上	平成24年度	45%以上	49%以上	60.6%	平成23年度	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を 測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 平成23年度の成立率は60.6%と高い実績になったが、これは東日本大震災やタイ洪水等による影響から復旧に係る生産体制を整えるため、 自動車関連の出向受入成立が増加したことによるもので、平成24年度においては、当該自動車関連の受入が一巡し、生産体制は平準化する ことが想定される。 また、平成23年11月以降は円高の影響や家電業界の事業再編等による送出件数の増加の懸念がある。 このような状況の中、平成24年度は成立件数が減少し送出情報が増加することが想定されることから、過去5年間の実績を平均として算出した上で「出向・移籍の成立率49%以上」とした。
7 実践型地域雇用創造事業の利用 7 求職者の就職件数	実域造実地紡議いごし数を発雇事業しの各に年設には、といいとにも上をできながあった。	平成24年度	実雇業とは、に度には、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので		実域造実地績議いごし数るとに実協雇事権は必然でに年記をできた。 といる	域造実地績協議のよく会に	-	-	本事業は、事業開始時に、各事業実施地域ごとに事業を利用した求職者の就職件数の目標数が設定されており、3年間の事業実施後、事業 実施地域全体でみて、事業開始時に設定された目標数を上回ることを目標とする。なお、本事業は平成24年度からの事業となっており、現時 点で目標を数値で表すことは困難。
建設雇用改善助成金があったこと により教育訓練又は雇用管理改善 の取組を実施することができた事業 主等の割合	-	-	80%	平成24年度	80%	80%	98%	平成22年度	建設雇用改善助成金の支援措置により、中小建設事業主等が行う建設教育訓練や雇用管理改善の取組の推進を図るため、当該助成金を活用した事業主等に対するアンケート調査により当該数値を測定し、目標を80%とした
港湾労働者派遣事業において、派 9 遣可能労働者の派遣のあっせんを 行うことによる派遣成立の割合	_	-	80%	平成24年度	80%	80%	85%	平成22年度	港湾労働者派遣事業における求人と派遣可能である労働者の効率的なマッチングを行い、当該事業の効率的な活用を行うことで、港湾労働者の雇用の安定を図るため当該数値を測定し、目標を80%とした。
測定指標		目標		目標年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
-		-		-					_
(参考)測定指標	平成1	9年度	平成2	0年度 平成2	21年度	平成2	22年度	平成23年度	
-	-	_	-	-	_		_	-	

達成手段	補正後予算	種(執行額)	24年度	関連する		達成手段	
(開始年度)	22年度	23年度	当初 予算額	指標番号	達成手段の概要	の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容
(1) 受給資格者創業支援助成金 (1) (平成13年度)	14億円 (23億円)	24億円	27億円	1	雇用保険の受給資格者(被保険者期間が5年以上であるものに限る。)自らが事業を開始、事業開始後1年以内に雇用保険の被保険者を1名以上雇用した場合、創業にかかる費用の1/3(150万円を限度とする。)を助成する。また、事業開始後1年以内に雇用保険の被保険者を2名以上雇用した場合は、創業に係る費用に50万円を上乗せする。	①支給を受けた事業立から1年経過後に、雇用している労働以上でいる労働以上で変を受けた事業立が、法人等の設定が、法人等の設定を受けた事業主が、法人経過後に事業を継続している割合95%以上	受給資格者創業支援助成金により失業者の自立が支援され、また当該創業事業所に労働者が雇用される ことで雇用が創出され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(2) 中小企業基盤人材確保助成金 (平成15年度)	34億円 (38億円)	29億円	13億円	2	中小企業の事業主が、健康・環境分野および関連するものづくり分野への新分野進出等(創業や異業種進出)に伴い、経営基盤を強化するための人材(基盤人材)を、新分野進出等に係る業務に就くために雇用保険の一般被保険者として新たに雇い入れた場合、基盤人材の賃金相当額の一部に相当する額として一定額を助成する。	①基盤人材1人年経り 一種人口事業別と、 一種人口事業別と、 一種人口事業別と、 一種の大力事業別と、 一種の大力事業別を、 一年の大力等の大力を の大会に、 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一年の大力を 一方を 一方を 一方を 一方を 一方を 一方を 一方を 一方	中小企業基盤人材確保助成金により成長分野等に進出する中小企業において基盤人材の雇用が促進され、雇用が増加し、雇用創出や雇用管理改善が図られるため、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
中小企業人材確保推進事業助成 (3) 金 (平成3年度)	8億円 (6億円)	4億円	4億円	3	健康・環境分野および関連するものづくり分野の事業を営む中小企業を構成する事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業を行った場合、それに要した費用の一部を助成する。	①本財成金(中小企業 財成金(中小企業 財成金(中小企業 財成金業保証を経合者の 村本等の情報業を記 が、財政企業におり 35%以助事業 大上成金線で 受けた事成率等の 大事成本等が、 は、 で は、 で は、 で は、 で は、 で は、 で は、 で は、	中小企業人材確保推進事業助成金により成長分野の事業を営む中小企業のおいて雇用管理改善が促進されるため、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(4) 雇用調整助成金 (昭和56年度)	1,346億円 (329億円)	976億円	252億円	4	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なぐされた事業主が、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合に休業手当等に相当する額の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	平成24年4月~6月に 雇用調整助成金を利 用した事業所におけ る対象被保険者の6 か月経過後の雇用維 持率90%以上	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において実施される、休業等による雇用維持を支援することで、これらの事業所の従業員の失業が予防され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(5) 中小企業緊急雇用安定助成金(平成20年度)	5,912億円 (2,921億 円)	1,0160億円	1,781億円	4	を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者に対し休業、教育 訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合に休業手当等に相当する額の 一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	利用事業主にアン ケート調査を実施し、 雇用維持を図ること ができた旨の評価が えられた割合 90% 以上	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において実施される、休業等による雇用維持を支援することで、これらの事業所の従業員の失業が予防され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
労働移動支援助成金(再就職支援 (6) 給付金) (平成13年)	7億円 (8億円)	4億円	3億円	5	再就職援助計画の対象被保険者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介会社に費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日の翌日から起算して2か月以内に再就職を実現した中小企業事業主に、当該委託に要する費用の1/2(対象労働者が55歳以上の場合は2/3)(1人あたり40万円を限度)の額を支給する。	対象となった者のうち 1か月以内で再就職	労働移動支援助成金(再就職支援給付金)により事業活動の縮小した事業所において離職を余儀なくされる労働者の再就職が支援され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(7) 産業雇用安定センター運営費 (昭和62年度)	24億円 (22億円)	20億円	20億円	6	出向等による円滑な労働移動を促進するため、以下の事業を実施。 ①出向等による労働力の移動の希望、受け入れ可能の状況等に関する情報 の収集及び提供並びにそのマッチングに向けた相談・援助等 ②各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供	・出向・移籍の成立率 49%以上 ・企業訪問件数 8万 件以上	産業雇用安定センターの活動により出向・移籍のマッチングが円滑に行われ、失業なき労働移動が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。

(8) 重点分野雇用創造事業費 (平成21年度)	2,000億円	4,010億円	0	-	成長分野として期待される、介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、 地域社会雇用、教育・研究に分野・重点分野)において、次の雇用までの雇用 機会を創出するとともに地域ニーズに応じた人材育成を行う。 また、震災等の影響による失業者等の、当面の雇用・就業機会を創出するこ と及び被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇 用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢に関わりなく働き続けられる全 員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。	本事業は、平成27年 度までの事業であり、 単年度で成果を求め るものではない。	重点分野雇用創造事業を実施することにより、震災等の影響による失業者等の雇用機会が創出されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(9) 沖縄離職者雇用対策費 (昭和47年度)	11百万円 (8.7百万 円)	10.1百 万円	10.1百万円	-	公共職業安定所に職業相談員を配置し、県外への就職希望者に対し、情報 提供、指導・相談などを行い、県外への就職を促進するための取り組み、若 年者の雇用失業情勢の改善を図るため、高校生等を対象とした合同就職面 接会の実施、沖縄失業者求職手帳所持者に対する再就職支援を実施する。	_	沖縄離職者雇用対策を実施することにより、沖縄県外への就職希望者や高校生等の就職が促進がなされるとともに、沖縄失業者求職手帳所持者の再就職が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと 考えられる。
地域雇用開発助成金(地域求職者 (10)雇用奨励金) (平成13年度)	37億円 (44.7億円)	50.4億円	64.2億円	_	雇用開発促進地域内で事業所の設置又は整備を行い、併せて地域求職者を 雇い入れる事業主に対して施設等の設置等の費用及び雇入れ人数に応じて 助成する。		地域雇用開発助成金(地域求職者雇用奨励金)により、雇用開発促進地域内で事業所の設置又は整備を行う事業主による地域求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
地域雇用開発助成金(沖縄若年者 (11)雇用促進奨励金) (平成17年度)	1.8億円 (1.2億円)	3.0億円	2.8億円	_	沖縄県内に事業所を設置又は整備し、当該事業所において沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を3名以上、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して支給	・沖縄苦年名を展開促 進奨励金の支給を未数 が、原の35歳を 前の一般被保険名全 を 大の35歳未数の 増加率が、県の一加率 を 大の35歳未数の を 大の35歳未数の を 大の35歳未数の を 大の35歳未数の 大の35歳未数の 大の35歳未数の 大の35歳未数の 大の35歳未数の 大の35歳未数の 大の35歳未数の 大の35歳未数の 大の35歳未数と。 大の35歳と。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっと。 大の35 たっ と。 大の35 たっ と。 たっ と。 たっ と。 たっ と。 たっ と。 たっ と。 たっ と。 たっ と。 たっ と。 たっ と。 たっ と。 たっ と。 た。 たっ と。 た。 た。 たっ た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。	地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進奨励金)により、沖縄県内に事業所を設置又は整備した事業主による沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
地域雇用開発助成金(地域再生中(12)小企業創業助成金) (平成20年度)	7.9億円 (86.1億 円)	16.7億円	65億円	_	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業する事業主に対し、創業経費及び労働者の雇入れについて支援を行う。	・地域再生中小企業 創業助成金の支給を 受けた事設立から1年 人等過程に雇用している労働者数の平均と。 ・地域再生の中の支給 ・地域再生の力の企業 ・創業助成業立から1年 ・投過後に事業を経済 と行の設に事業を経済 と行いる別のである。	地域雇用開発助成金(地域再生中小企業創業助成金)により、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において創業する事業主に対し支援を行うことで当該事業所への雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(13) 通年雇用奨励金 (13) (昭和43年度)	67.1億円 (48.6億円)	54.6億円	52.1億円	_			通年雇用奨励金により、季節的業務に就く者(季節労働者)の通年雇用が促進されることから、施策目標の 達成に寄与するものと考えられる。

(14) 試行雇用奨励金(季節労働者) (平成19年度)	0.12億円 (0.6百万 円)	0.06億円	0.02億円	-	季節労働者や日雇労働者等を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、試行雇用奨励金を支給することにより、季節労働者や日雇労働者等の雇用確保を図ることを推進。	・常用雇用移行率 75%以上 ・トライアル雇用開始 者数(対前年度実績 以上)	試行雇用奨励金(季節労働者)により、季節労働者や日雇労働者等を試行的に受け入れる事業主による当該労働者の雇用確保が推進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(15) 沖縄早期離職者定着支援事業 (平成20年度)	0.29億円 (0.23億円)	0.18億円	0.18億円	_	沖縄県内の若年者の職場定着を図るため、企業経営者等の雇用する側に対して若年者の職場定着のための取り組みの重要性とその効果を伝えていくとともに、その代表的な手法となるメンター(新入社員などの教育や仕事の悩みの相談・精神的なサポートをするための専任者)制度導入のための実践的な講習等を実施する。		沖縄早期離職者定着支援事業の実施により、沖縄県内の若年者の職場定着が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
季節労働者通年雇用促進等事業 (16)費 (平成19年度)	11.7億円 (6.0億円)	11.3億円	11.3億円	_	国で基本的なメニューを提示した上で、地域が自らの創意工夫で季節労働者 の通年雇用化を図る取り組みを支援するものであり、通年雇用化を図る事業 (通年雇用促進支援事業)に係る計画を策定した市町村等からなる協議会に 対年雇用の通年雇用化を図る事業の実施を委託するほか、公共職業安定 所に専門の相談員を配置し、対象者の希望条件等に添った個別求人開拓等 を行う等きめ細やかな就職支援を担当者制により一貫して行う。	・通年雇用促進支援 事業により者で通知を 事業の通知を 事業的労働者各協議標と の計制に成れた恒 の計制に成れた目値の 合計値の8計値の なること。 就職支援労働者を が分による常用就職 が30%以上になること。	季節労働者通年雇用促進等事業により、季節労働者の通年雇用化が図られることから、施策目標の達成に 寄与するものと考えられる。
(17) 地方就職希望者活性化事業費 (平成21年度)	1.9億円 (1.3億円)	1.2億円	1.0億円	_	送出地の地方就職支援コーナーを拠点とする広域職業紹介機能と受入地におけるい・1ターンに係る情報発信機能の有機的な連携を図り、送出地と受入地が一体的にU・1ターンへの支援をすることにより、首都圏等から地方圏への人材の労働移動を促進し、当該地域の雇用の活性化を図る。	「地方就職支援コーナー」における地方就職希望者に対する就職者数の割合が前年度実績以上	地方就職希望者活性化事業を実施することにより、U・Iターンを希望する者の雇用(地域雇用)が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(18) 実践型地域雇用創造事業 (平成19年度)	55億円 (39億円)	51億円	62億円	7	雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、事業の実施を委託。(平成23年度末まで「地域雇用創造推進事業(バッケージ事業)」として実施)	・事業を利用した求職者の就職件数(全事業廃地地域の合計)が、事業開始時に設定された目標数(全事業を上回ること。【目標管理期間:平成23年度~率業利用者に対してアンケート調査を実施し、役立った盲の評価が得られた割合90%以上	実践型地域雇用創造事業により、雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援 することで、雇用創造効果が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。
(19)建設雇用改善助成金 (昭和51年)	35.1億円 (39.8億 円)	43.8億円	47.5億円	8	建設事業主等が建設労働者の能力開発や雇用管理の改善のための事業を行う場合に当該事業に要した経費等に対して助成を行う	・建設・ は 建立 は 理 は 理 は 明 は の は の は 明 は で は 理 は 明 は が ま い は 明 は い は い は い は い は い は い は い は い は	建設事業主等が行う教育訓練、雇用管理の改善のための事業に対して助成金を支給し、建設事業主による 雇用改善等の取組を進めることで、建設労働者の能力開発や雇用の安定を図る。
(20)港湾労働者就労確保支援事業 (平成11年)	0.9億円 (0.8億円)	0.8億円	0.8億円	9	①港湾労働者に対する技能訓練 ②港湾運送事業主に対する相談援助	・相談援助または講習を利用した者から「役に立った」盲の評価を受ける割合 9 0%以上 ・港湾労働者に対する各種講習に参加した者の数 1,000人以上	我が国の港湾運送事業における規制改革の実施等により、これまで以上に質の高い労働力の確保・養成及び雇用管理改善が急務となっている中で、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習等の事業等を実施することにより、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図る。

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省24(V-2-1))

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	助省 じは、歴	平日保/池.	東八日保//	肥果日保で	没定して、収	. 東で美肔し	しいまり。											
施策目標名	若年者等に	こ対して段階	に応じた職業	美キャリア支	援を講ずるこ	上と(施策目标	票V-2-1)	担当部局		職業能力開発局キャリ	ア形成支援室	作成責任者名	キャリア	形成支援	室長 浅野	5 浩美		
施策の概要	本施策は、	ニートの職業	美的自立を支	を援するため	実施している	ます。			政策体系 位置付		基本目標 V. 労働者の施策大目標2 働く者の						うな環境整	を備をする	<u>-</u> Ł
予算書との関係	一般会計 (項)若年者 労働保険物	、予算書の以 音等職業能力 寺別会計雇用 音等職業能力]開発支援費]勘定	[平成24年	度予算額:2				関連施	策	基本目標 V (労働者の 大目標 V - 1 (多様なI は、職業意識の醸成等	職業能力開発の機会を	確保すること)の施策中	Þ目標Ⅴ-	1-1(多	様な職業			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	「ニート等の体制を強化	の若年者につ とすることや、 を実施するこ	いては(中 にれにより=	各)高校中退 ニートとなるこ	者や中退の とを未然に	リスクが見る 防止すること	込まれる生徒 と、また、継続	生をヘクマウ	計画において、 トリーチ(訪問支援 活用し、職業訓練	爰)による学校 (へ移行した)	を教育から自立支援プロ 対して生活指導等 8	グラムへの円滑な誘導 を含めたきめ細かいフォ	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	2		2 5	2 6 E =	2 7 E =	2 8 Æ=
測定指標	基準値	;	口福店	r		年度ごと	の目標値	最新値		-	湖ウや梅の海ウ河よびり梅体(ナ後・口梅左本)の乳ウの根板								
湖北頂傑	奉牛順	基準年度	目標値	目標	年度	23年度	24年度	取初胆	年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
1 地域若者サポートステーションの就 1 職等進路決定者数	4,660	平成21年度	100,000	平成3	32年度	7,800	12,000	9,765※	平成23年度	るため、当	:戦略」において、2020年までの目標として、「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数10万人」が掲げられて 当該数値に基づき測定目標を設定している。 23年4月~平成24年1月分に係る実績。							引げられてい	
測定指標		目標			年度				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
-		-		-	_							-							
(参考)測定指標	平成	19年度	平成2	0年度	平成2	:1年度	平成2	22年度	平成23年度										
2 地域若者サポートステーションの延 ベ来所者数	144,	171人	202,1	112人	273,8	858人	364,1	288人	375,959人※	※平成23年	P成23年4月~平成24年1月分に係る実績。								
達成手段 (開始年度)	補正後予算 22年度	「種(執行額) 23年度	24年度 当初 予算額	関連する指標番号			達成	手段の概要	達成手段 の目標 (24年度) 施策目標達成への寄与の内容										
(1) 若者職業的自立支援推事業 (平成24年度)	20億円 (20億円)	20億円	20億円	1	所)するとと	もに、アウト	リーチ(訪問		点を拡充(110箇所 支援窓口への誘う する。		地域石石リホートへ	地域若者サポートステ・ステーションによる支援 提供できることになり、	を受ける機会に恵まれ	1なかった:	支援対象	者に対し、	新たに進	路決定へ	

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省24(VI-5-1))

施策目標名	母子保健衛生対策	の充実を図る	こと(Ⅵ-5-	1)			担当部	局名	雇用均等·児童家庭	局母子保健課	作成責任者名	母子保健課長	泉陽子			
施策の概要				健康の増進に資する 『業を実施するもので		及び乳幼児に	政策体系 位置付	マエリ	基本目標VI 男女が 施策大目標VI-5	、ともに能力を発揮し、安心 母子保健衛生対策の充	して子どもを産み育て E実を図ること	ることなどを可能	₺にする社会 [・]	づくりを推っ	進すること	
予算書との関係	本施策は、予算書 (項)母子保健衛生			す。 算額∶10,510百万円]			関連施	违策			_					
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	す。 具体的には、女性の しない妊婦もみられ また、出産年齢の	の社会進出の は、母体や胎児 上昇や医療技術 たす役割は大 E等)	進行等に伴う。 の健康確保を 所の進歩等に きくなっており	出産年齢の上昇等に 図る上で、妊婦に対 よって、不妊治療を受ける。 、不妊治療を受ける。	より、健康管理 する保健指導え きける夫婦の数	₹がより重要と 及び健康診査 なが増加してお	なる妊婦が増加値 の重要性、必要性 り、特定不妊治療	頃向にあると。 生が一層高ま ほを受けた者(ともに、経済的な理由 こっています。 の子の割合が年間出	充実が急務となっていま 等により健康診査を受診 生数の約2%になるなど、	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	2 4 ==	2 5 実績	2 6 = =	2 7 = =	28
測定指標	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	 目標値		年度 年度 [年度 23年	でとの目標値	_ 最新値	年度									
, 不妊専門相談センターを設置する	1	全都道府				60都道府		・「子ども・ラ できるよう	子育てビジョン」(平成2	22年1月29日閣議決定)に 該センターを全都道府県で	おいて、妊娠、出産、 ⁻ も・指定都市・中核市で	子育ての希望が	実現できる社が場	:会へ向け	て、安心して	ご妊娠・出産 まる 当該
自治体数	- ₁ -	県・指定権市・中核で		26年度 — —	_	県市	平成23年度	平成23年度 目標を設定した。 ・厚生労働省調べ							よん、ヨ成	
測定指標	目相	要		 票年度			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
-	_		 	_						-						
(参考)測定指標	平成19年度	平瓦	戊20年度	平成21年度	平成	え22年度	平成23年度									
-	_		_	_		_	_									
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行	当 当初			達成	找手段の概 要	Ę		達成手段 の目標 (24年度)		施策目標	票達成への寄り	与の内容			
母子保健医療対策等総合支援事 (1)業 (平成17年度)	 	105億円	1	地域の実体は、(1) 助業(2) 様めのの実情には、(2) 様めののでは、(3) 病よ等をといるで、(3) 病よ等をといるで、(5) 妊娠がののででで、(5) 妊娠がののででで、(5) 妊娠がののでで、(5) 妊娠がのので、(5) 妊娠がので、(5) 妊娠が、(5) 妊娠が	ませい大大	り支援体制のや ア事児をといる ア事のとしたので支 では、まなどのです。 では、まないでは、	構築などの地域のアや発達障害に対象体制の構築、災害ない対する療育の関係を持ています。 び親に対する療育 フステージに応じた 悩む夫婦等に対する 保険が適用されず	応するた 書時の子ども 有相談、巡回 一般的談指 である相談の治	_		壬産婦及び乳幼児に対して、各種相談、健康の保持増進に関する当該事業を実施することにより、妊産婦、 礼幼児の安全の確保及び健康の増進に資する。					